

国保税の税率を改正します

町における医療費は年々増加傾向にあり、国民健康保険財政は大変厳しい状況です。そのため、表1のとおり国民健康保険税率の見直しが必要となりました。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

厳しい国保財政

国民健康保険(以下、国保)は、万が一の病気やけがに備えて、加入者が健康なときからお金(国民健康保険税)を出し合っ

て医療費などを補助する「助け合いの制度」です。職場の健康保険に加入している方や、後期高齢者医療制度の対象となっている方以外はすべての方が国保の加入者となります。

近年、町の国保加入者の高齢化と医療の高度化によって、1人当たりの医療給付費が増加し、一昨年は県内で3番目、昨年は2番目に高い数値となりました。このような状況の中、町ではできる限り加入者の負担を抑制するため、基金(積立金)を取り崩し、また昨年度は県の示す市町村標準保険料率(※)を採用することにより対応してきましたが、依然として国保財政は非常に厳しい状況です。

令和5年度からの国保税

現行税率では、令和5年度以降の財源が不足することが見込まれます。そのため、国保の安定した運営を図るため、令和5年度も国保税の税率改正をお願いせざるを得ない状況となりました。

国保運営協議会での協議を経て、令和5年度の税率は表1のとおり決定しました。

(※) 市町村標準保険料率
市町村ごとの保険料率の標準的な水準を示す料率。

お問い合わせ

- ▶ 国保税に関すること
町税務課 (☎852・5144)
- ▶ 届け出に関すること
町健康福祉課 (☎852・5108)

表1：国保税率の改正

		改正後	改正前
医療給付分 (0~74歳)	所得割率	10.30%	8.91%
	均等割額	26,500円	17,590円
	平等割額	30,000円	22,890円
後期高齢者支援分 (0~74歳)	所得割率	4.65%	3.39%
	均等割額	10,000円	6,296円
	平等割額	7,800円	9,266円
介護納付金分 (40~64歳)	所得割率	2.64%	2.64%
	均等割額	8,000円	6,798円
	平等割額	8,000円	7,055円

医療費抑制にご協力をお願いします

国民健康保険制度を安定的に維持していくためにも、医療費の抑制にご協力ください。

- かかりつけ医、かかりつけ薬剤師(薬局)をもちましょ
- 同じ病気で複数の医療機関にかかる重複受診を控えましょ
- 急病など緊急性が高い症状以外は診療時間内に受診するようにし、休日や夜間の受診を控えましょ

- お薬手帳を医療機関や薬局に持参して、不必要な薬をもらわないようにしましょう。
- 新薬より安価なジェネリック(後発)医薬品の活用をご検討ください。
- 定期的に健診を受け、軽度な不調であれば市販の薬を使って自分で対処するなど、健康の維持・管理に自ら努めましょ

オール五城目 生活応援商品券事業

エネルギー及び食料品価格等の物価高騰が、町の経済に甚大な影響を及ぼしていることから、町民の消費喚起により町内商工業者を支援するため、「オール五城目生活応援商品券」を発行します。

▼支給対象者

令和5年6月1日時点で五城目町に住民票がある方を対象とし、同日以降令和5年12月29日までに出生の届出をし、当該世帯に登録された方も対象となります。

▼商品券の種類

1人当たり1万円分
(1,000円券×10枚)

▼使用期間

商品券がお手元に届いた日から令和5年12月31日まで
※商品券は7月下旬に郵送されます。対面での受け取りとなりますのでご注意ください。

◆商品券取扱店の登録

前年度に登録のあった事業所については、本年度も引き続き登録させていただきます。



新規に登録を希望される事業者の方については、町商工振興課までお問合わせください。
▼申込期限 7月14日(金)
※取扱店の一覧は町HPからもご覧いただけます。
町商工振興課 (☎852・5222)

町施設を管理する「指定管理者」を公募します

- ▶ 公募施設 悠紀の国五城目、赤倉山荘、五城目町斎場
- ▶ 管理期間 令和6年4月1日~令和9年3月31日
- ▶ 公募期間 8月31日(休)まで

※応募条件は各施設により異なります。詳細はお問い合わせください。

※期間内に応募のあった団体の中から、選定委員会の審議を経て選定されます。

☎・町商工振興課 (☎852・5222)
町住民生活課 (☎852・5112)

町農林水産物直売・食材供給施設 悠紀の国五城目

(富津内下山内字上広ヶ野76-1)
道の駅五城目と隣接し、町の農林水産物や特産品を提供する施設です。レストランと直売所が設けられています。



町林業協業センター 赤倉山荘

(富津内中津又字滑多羅3-7)
つるつるとした泉質を持つ温泉を備え、国道285号線沿いに昭和54年に建てられた宿泊施設です。



火葬場 五城目町斎場

(字稻荷前83-1)
施設全体の内装にスギ材を使用するなど、ぬくもりがあって、会葬者が心安らかに故人をお見送りできる施設です。



子育て世帯生活支援 特別給付金事業

食費等の物価高騰に直面し、経済的負担が多くなっている世帯に「子育て世帯生活支援特別給付金」を給付します。

▼給付対象者

- 1 ①②の両方に当てはまる方
- 2 令和5年3月31日時点で18歳未満の児童(障害児の場合、20歳未満)を養育する父母等

令和5年度住民税(均等割)が非課税の方または令和5年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方
給付額 児童1人当たり5万円

▼給付方法

① 令和5年4月分の児童手当受給者で住民税非課税の方 ↓ 申請は必要ありません。児童手当を給付している口座に振り込みます。

② 高校生のみを養育する父母等 ↓ 申請が必要です。

①②のいずれかに該当する方には、給付のお知らせを7月中旬以降にお送りします。
③ 家計が急変し、住民税が非課税と同様の事情にある方 ↓ 申請が必要です。
町ホームページまたは健康福祉課窓口にある申請書類をご記入の上、必要書類とともに提出してください。

町健康福祉課 (☎852・5128)